

広島県告示第八百五十三号

広島県統計調査条例（平成二十一年広島県条例第七号）第二条第一項に規定する県統計調査を次のとおり実施する。

令和六年九月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 調査を行う者の名称

広島県知事（総務局統計課）

二 調査の名称

広島県県民経済計算及び広島県市町民経済計算推計のための基礎資料収集調査

三 調査の目的

広島県内に所在する事業所、企業・法人・団体等の財務状況等を把握することにより、広島県県民経済計算及び広島県市町民経済計算の推計を行う際の基礎資料を得ることを目的とする。

四 調査対象の範囲

1 地域的範囲

広島県内全域

2 属性的範囲

広島県内に所在するうち、公表している資料では財務状況等が把握できない事業所、企業・法人・団体等。

五 報告を求める事項

科目別歳入・歳出（利益・費用）額、固定資産明細額、医療・年金保険等に係る収納・給付額、工事額、職員数、建物延床面積・評価額等。

六 報告を求める事項の基準となる期日又は期間

令和五年四月から令和六年三月まで

七 報告を求める者

1 報告者数

約百五十事業所

2 報告者の選定方法

広島県県民経済計算及び広島県市町民経済計算の推計を実施するため、広島県内に所在するうち、公表している資料では財務状況等が把握できない事業所、企業・法人・団体等。

八 報告を求めるために用いる方法

報告を求める者に対し、郵送又は電子メールにより調査票を配布する。

九 報告を求める期間

1 調査の周期

一年

2

調査の実施期間又は調査票の提出期限

令和六年十月一日から令和六年十二月六日まで